

様式第3号(第3条関係) 接近禁止命令書

接近禁止命令書		
		第 号 年 月 日
様		愛媛県知事 印
<p>児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第12条の4第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。</p>		
命令を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
命令の内容	<p>愛媛県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならない。</p>	
命令をする理由		
命令の有効期間	本日 から 年 月 日まで	
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
連絡先	愛媛県 市 課 電話番号	
<p>注意</p> <p>1 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰則に処せられることがある。</p> <p>2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛媛県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができない。</p>		

様式第4号(第4条関係) 臨検(搜索)許可状請求書

臨検(搜索)許可状請求書

年 月 日

裁判所
裁判官 様

児童相談所長

印

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第9条の3第1項の規定に基づき、下記の臨検(搜索)許可状の発付を請求する。

記

1 保護者の氏名及び生年月日

年 月 日生(歳)

2 臨検(搜索)すべき場所又は児童の氏名及び生年月日

年 月 日生(歳)

3 臨検(搜索)を要する理由の要旨

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

6 児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検(搜索)しようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料並びに当該児童の保護者が児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したこと及び同法第9条の2第1項の規定による出頭の求めに応じなかったことを証する資料

注1 児童の氏名又は年齢が明らかでないときは、その者を特定するに足りる事項を記載すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第5号(第4条関係) 面会(通信)制限決定通知書

面会(通信)制限決定通知書

第 号
年 月 日

様

児童相談所長(施設の長)



児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第12条の規定に基づき、次のとおり、同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会(及び)(同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信)の制限を行います。

制限を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 (歳)
制限する理由		
対象となる児童	住 所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
連絡先	愛媛県 市 児童相談所(施設) 電話番号	

注意

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対し、審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。
- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛媛県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第6号(第4条関係) 面会(通信)制限解除決定通知書

面会(通信)制限解除決定通知書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 第 号 年 月 日 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 様 児童相談所長(施設の長) 印 </div> <p style="margin-top: 20px;"> 次のとおり、 児童相談所長(施設の長)が、 年 月 日付け 第 号により制限した、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号) 第12条の規定に基づく同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会(及び) (同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信)の制限を解除します。 </p>		
制限を解除される者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 (歳)
制限を解除する理由		
対象となる児童	住 所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
連 絡 先	愛媛県 市 児童相談所(施設) 電話番号	

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第7号(第4条関係) 接近禁止命令取消書

接近禁止命令取消書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事



児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第12条の4第6項の規定に基づき、本日付で、次のとおり、愛媛県知事が、 年 月 日付け 第 号により命令した接近禁止命令を取り消す。

命令を取り消される者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
命 令 の 内 容	愛媛県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならない。	
命令を取り消す理由		
対 象 と な る 児 童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
連 絡 先	愛媛県 市 児童相談所 電話番号	

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第2条 児童福祉法施行細則(昭和35年愛媛県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第35条 省略</p> <p>(児童相談所長の養子縁組承諾許可申請)</p> <p>第35条の2 施行規則第36条の2第1項の規定による申請は、養子縁組承諾許可申請書(様式第30号の5)によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、養子縁組調査書(様式第30号の6)を添えなければならない。</p> <p>3 知事は、施行規則第36条の2第2項の規定により通知をするときは、養子縁組承諾許可(不許可)書(様式第30号の7)を児童相談所長に送付するものとする。</p> <p>(児童自立生活援助事業開始届出書)</p> <p>第36条 法第34条の3第1項の規定による届出は、児童自立生活援助事業開始届出書(様式第30号の8)によるものとする。</p> <p>(児童自立生活援助事業変更届出書)</p> <p>第37条 法第34条の3第2項の規定による届出は、児童自立生活援助事業変更届出書(様式第30号の9)によるものとする。</p> <p>(児童自立生活援助事業廃止届出書等)</p> <p>第38条 法第34条の3第3項の規定による届出は、児童自立生活援助事業廃止(休止)届出書(様式第30号の10)によるものとする。</p> <p>(児童福祉施設設置、廃止、休止等の届出書等)</p> <p>第39条 法第35条第3項の規定による届出は児童福祉施設設置届出書(様式第30号の11)により、施行規則第37条第2項の規定による申請は児童福祉施設設置認可申請書(様式第31号)により、同条第4項から第6項までの規定による届出は児童福祉施設変更届出書(様式第31号の2)によるものとする。</p> <p>2~4 省略</p> <p>(児童福祉施設の長の養子縁組承諾許可申請書)</p> <p>第40条 施行規則第39条第1項の規定による申請は、養子縁組承諾許可申請書_____によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、養子縁組調査書を添えなければならない。</p> <p>3 第1項の申請書を受理した児童相談所長は、速やかに、意見を付して_____知事に進達しなければならない。</p> <p>4 知事は、施行規則第39条第2項の規定により通知をするときは、養子縁組承諾許可(不許可)書_____を所轄の児童相談所長を経て申請者に送付するものとする。</p>	<p>第35条 省略</p> <p>(児童自立生活援助事業開始届出書)</p> <p>第36条 法第34条の3第1項の規定による届出は、児童自立生活援助事業開始届出書(様式第30号の5)によるものとする。</p> <p>(児童自立生活援助事業変更届出書)</p> <p>第37条 法第34条の3第2項の規定による届出は、児童自立生活援助事業変更届出書(様式第30号の6)によるものとする。</p> <p>(児童自立生活援助事業廃止届出書等)</p> <p>第38条 法第34条の3第3項の規定による届出は、児童自立生活援助事業廃止(休止)届出書(様式第30号の7)によるものとする。</p> <p>(児童福祉施設設置、廃止、休止等の届出書等)</p> <p>第39条 法第35条第3項の規定による届出は児童福祉施設設置届出書(様式第30号の8)により、施行規則第37条第2項の規定による申請は児童福祉施設設置認可申請書(様式第31号)により、同条第4項から第6項までの規定による届出は児童福祉施設変更届出書(様式第31号の2)によるものとする。</p> <p>2~4 省略</p> <p>(_____養子縁組承諾許可申請書)</p> <p>第40条 施行規則第39条第1項の規定による申請は、養子縁組承諾許可申請書(様式第34号)によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書を受理した児童相談所長は速やかに養子縁組調査書(様式第35号)を添えて知事に進達しなければならない。</p> <p>3 知事は、施行規則第39条第2項の規定により通知をするときは、養子縁組承諾許可(不許可)書(様式第36号)を所轄の児童相談所長を経て申請者に送付するものとする。</p>

様式第30号の8を様式第30号の11とし、様式第30号の5から様式第30号の7までを3様式ずつ繰り下げ、様式第30号の4の次に次の3様式を加える。

様式第30号の5（第35条の2、第40条関係） 養子縁組承認許可申請書

様式第30号の5（その1）

養子縁組承認許可申請書										※受付年月日	年 月 日		
										※整理番号			
児 童	本 籍 地						入 所 施 設 名						
	氏 名						親権又は後見 人のない理由						
	生年月日	年 月 日	年 齢	歳	性 別								
養 父	本 籍 地						養 母	本 籍 地					
	住 所							住 所					
	氏 名							氏 名					
	生年月日	年 月 日	年 齢	歳	生年月日			年 月 日	年 齢	歳			
	履 歴							履 歴					
	健康状態							健康状態					
	職 業							職 業					
家 計 及 び 資 産	昨一年の収入支出		1箇月の家計費				住 宅 及 び 環 境	敷地		坪	建物		坪
	収 入	支 出						一戸建		長 屋		平 屋	
	円	円	円		二階建			自 家		借 家			
	資産	田畑	山林	宅地	家屋	その 他の 動産		間 借					
	坪数	坪	坪	坪	坪	坪		地 帯					
	時価	円	円	円	円	円							
養子を希望 する理由													
愛媛県知事 様										年 月 日			
										児童相談所長 印			

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ※印欄は、記入しないこと。
 3 養子にしようとする児童及び養親の戸籍謄本を添付すること。

様式第30号の5 (その2)

養子縁組承認許可申請書		※経由	児童相談所			※受付年月日	年 月 日				
						※整理番号					
児 童	本籍地					入所施設名					
	氏名					親権又は後見人のない理由					
	生年月日	年 月 日	年齢	歳	性別						
養 父	本籍地					養 母	本籍地				
	住所						住所				
	氏名						氏名				
	生年月日	年 月 日	年齢	歳	生年月日		年 月 日	年齢	歳		
	履歴						履歴				
	健康状態						健康状態				
	職業						職業				
家 計 及 び 資 産	昨一年の収入支出		1箇月の家計費				住宅及び環境	敷地	坪	建物	坪
	収入	支出						円	円	円	一戸建
	資産	田畑	山林	宅地	家屋	その他の動産		二階建	自家	借家	
	坪数	坪	坪	坪	坪	坪		間借			
	時価	円	円	円	円	円		地帯			
	養子を希望する理由										
愛媛県知事		様				年 月 日					
						施設名 所在地 施設長		Ⓜ			

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ※印欄は、記入しないこと。
 3 養子にしようとする児童及び養親の戸籍謄本を添付すること。